

会 議 録

会議の名称	令和7年度第2回西東京市選挙管理委員会
開催日時	令和7年4月22日(火) 午後2時00分から午後2時40分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎3階 301会議室
出席者	鈴木久幸委員長・佐々木順一委員長職務代理者・渡邊章委員・二木孝之委員 田喜知和仁事務局参与兼事務局長・岡野昌司係長
議 題	議案第4号 西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について 議案第5号 東京都議会議員選挙執行計画(案)について 議案第6号 参議院議員選挙執行計画(案)について 議案第7号 西東京市選挙執行規程の一部改正について そ の 他
会議資料 の 名 称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。本日予定の議案は4件でございます。</p> <p>議案第4号『西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局</p> <p>それでは、議案の説明をさせていただきます。</p> <p>恐れ入ります。議案書の1ページをお開きください。</p> <p>議案第4号『西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について』を御説明いたします。</p> <p>本案は、公職選挙法第30条の6(在外選挙人名簿の登録)の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。</p> <p>西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、議案書の2ページに記載の男性1人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。該当者の氏名や国内での最終住所、国外の滞在国等の詳細につきましては、議</p>	

案書に記載しておりますので御覧いただければと思います。

今回の登録により、西東京市在外選挙人名簿に登録されている人数は、男性 89 人、女性 112 人、計 201 人となります。

以上で、議案第 4 号『西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。

○ 委員長

特にないようですので、議案第 4 号は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 5 号『東京都議会議員選挙執行計画（案）について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○事務局

それでは、議案書の 3 ページをお開きください。

議案第 5 号『東京都議会議員選挙執行計画（案）について』を御説明いたします。

本案は、本年 7 月 22 日の任期満了により執行される東京都議会議員選挙について、西東京市における執行計画を御決定いただくものでございます。

別冊の『令和 7 年 6 月 22 日執行 東京都議会議員選挙執行計画（案）』を御覧ください。

その内容について「第 1 選挙期日の告示及び選挙期日」から順にページを追って説明をさせていただきます。

2 ページを御覧ください。

「第 1 選挙期日の告示及び選挙期日」につきましては、令和 7 年 1 月 22 日開催の東京都選挙管理委員会において、令和 7 年 6 月 22 日執行とすることを決定しております。告示日は 6 月 13 日となっております。

「第 2 選出する議員の定数」でございます。

西東京市選挙区は、定数 2 人となっております。

「第 3 執行要領」でございます。

選挙の名称は「東京都議会議員選挙」となっております。

立候補届出の受付は、令和 7 年 6 月 13 日（金）午前 8 時 30 分から西東京市役所田無庁舎 5 階 502・503 会議室において行います。

3 ページを御覧ください。

届出順位を定めるくじについては、立候補届出受付開始時点で必要に応じて実施します。

立候補予定者説明会ですが、令和 7 年 5 月 14 日（水）に西東京市役所田無庁舎 2 階 203 会議室において予定しております。

届出書類等の事前審査は、立候補届出を円滑に進めるために行うもので、令和 7 年 5 月 26 日（月）

から同月 30 日（金）までの 5 日間、午前 9 時から午後 4 時まで選挙管理委員会事務局室で行います。

次に、選挙人名簿関係でございます。

登録の基準日は、令和 7 年 6 月 12 日（木）、名簿の閲覧は同月 13 日（金）の 1 日となります。

年齢要件につきましては、平成 19 年 6 月 23 日以前に生まれた選挙期日現在で満 18 歳以上の者となります。

次に、住所要件としては、令和 7 年 3 月 12 日までに転入届出をし、引き続き西東京市に住所を有する者か、令和 7 年 2 月 12 日以降に転出した者であって、転出前に西東京市に 3 か月以上の住民登録があった者となります。

4 ページを御覧ください。

ポスター掲示場の設置数でございますが、229 か所を予定しております。

選挙公報ですが、告示日であります 6 月 13 日（金）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで立候補届出受付会場で掲載文等の申請を受け付けます。

受付が終了した後、同日 6 時から開催の選挙管理委員会において、選挙公報の掲載順を決めるくじをお願いいたします。

選挙公報の様式はブラケット判で、1 ページ最大 6 人、表、裏 2 ページで構成する形といたします。市のホームページにも掲載をする予定です。

選挙公報の配布方法でございますが、社団法人西東京市シルバー人材センターに委託し、6 月 21 日までに各戸配布いたします。

5 ページを御覧ください。

各投票所における氏名等掲示については、告示日の 6 月 13 日（金）の午後 5 時 30 分から西東京市選挙管理委員会を開催し、くじにより掲載順序の決定をお願いいたします。

投票所入場整理券でございますが、告示日の 6 月 13 日（金）から郵送により配布できるよう、スケジュール管理を行います。

投票用紙の様式につきましては、東京都選挙管理委員会で決定します。

「不在者投票用紙等」は、告示日の前日 6 月 12 日（木）から郵送を開始します。

次に、投票関係でございます。投票日時は、令和 7 年 6 月 22 日（日）午前 7 時から午後 8 時まで、市内 29 か所の投票所において行います。

各投票所に投票管理者及び同職務代理者をそれぞれ 1 名ずつ、投票立会人を 3 名ずつ配置いたします。投票管理者等の選任については、後日、議案として委員会にお諮りすることになります。

期日前投票につきましては、6 月 14 日（土）から 6 月 21 日（土）までの毎日、午前 8 時 30 分から午後 8 時まで、田無庁舎 2 階会議室及びエコプラザ西東京多目的スペースにおいて行います。

ひばりが丘図書館講座室は、6 月 19 日（木）から同月 21 日（土）までの 3 日間、午前 8 時 30 分から午後 8 時まで開設します。

障害者差別解消法に基づき、今までも実施していましたが、投票所の段差解消やコミュニケーションボード、手の不自由な方等のための文鎮やスベラナイトという投票用紙のズレを防止する下敷きの活用、車いすの全投票所への配置などで、誰もが投票しやすい環境に配慮したいと思います。

開票につきましては、即日開票であり、6 月 22 日（日）午後 9 時から旭のかりん糖 西東京市ス

ポーツセンター第一体育室において行います。

選挙長は、佐々木 順一委員長職務代理者に、選挙長職務代理者は、二木 孝之委員にお願いいたします。疑問票等の処理について、必要により選挙立会人の意見を受けつつ、選挙長に最終的に有効無効を御決定いただきます。

選挙立会人は、6月19日（木）の午後5時まで西東京市選挙管理委員会事務局で受け付けます。立会人が10人を超えた場合のくじを含め、同日午後5時30分から開催する西東京市選挙管理委員会において選挙立会人を決定いただくこととなります。また、選挙立会人の説明会を投票日当日の午後2時から、旭のかりん糖 西東京市スポーツセンター1階会議室において開催いたします。

また、今回も東京都全域で開票所の参観人には受付表の記載をさせるなどのチェックなどを行うこととなっており、開票所の秩序維持に努めたいと考えております。

次に、「第4 啓発活動」でございますが、明るい選挙推進委員会の皆様の協力をいただきながら、7ページに記載の啓発内容のとおり、積極的に啓発活動を実施いたします。

「第5 選挙速報」でございますが、投票速報は、選挙当日の午前8時から午後7時までの間、1時間ごとに中間投票状況として発表いたします。午後8時の確定投票状況は、数値が確定次第発表することとします。

開票速報でございますが、開票開始後、午後9時30分から30分ごとに、500票単位で発表いたします。

なお、開票事務については、引き続き「正確に早く」を目標とし、その達成に努力してまいります。9ページを御覧ください。

「第6 選挙の規模及び主要事務日程」につきまして、9ページから12ページまでに記載してございますので、後ほど御参照願います。

最後になりますが、13ページに、主要事務日程の中から、委員の皆様方に執務等していただく関係の日程を抜粋一覧にした表を記載いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

なお、この13ページの表でございます日程につきましては、原則として文書による事前の開催通知を省略させていただきますので、御了承のほどお願ひ申し上げます。

以上で、議案第5号『東京都議会議員選挙執行計画（案）について』の説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。

○委員長

特にないようですので、議案第5号『東京都議会議員選挙執行計画（案）について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号『参議院議員選挙執行計画（案）について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○事務局

それでは、議案書の4ページをお開きください。

議案第6号『参議院議員選挙執行計画（案）について』を御説明いたします。

本案は、本年7月28日に任期満了により執行される参議院議員選挙について、西東京市における執行計画を御決定いただくものでございます。

別冊の『令和7年7月20日執行（想定）参議院議員選挙執行計画（案）』を御覧ください。

まず、表紙をお開きいただき、目次の下の線で囲ってございます部分ですが、「令和7年7月28日任期満了に伴う参議院議員選挙を、本計画に基づいて執行するものとする。」とし、米印といたしまして「選挙期日を令和7年7月20日と想定する。」としさらに米印といたしまして「公示日を令和7年7月3日と想定する。」としております。

選挙期日については、閣議により決定されるため、まだ未定につき想定としておりますが、公職選挙法第32条に「参議院議員の通常選挙は、議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。」とされており、それが参議院の閉会の日から23日以内に係る場合は、参議院閉会后24日以後30日以内とも定められております。

今回の通常国会の会期は令和7年6月22日までですので、国会会期に変更等がなければ、令和7年7月20日が参議院議員の選挙期日と想定されます。

なお、国会会期が延長された場合等、選挙期日等が異なって決定となった場合等は、この執行計画の日程については読み替えていただきたいと思います。

それでは、執行計画の内容について第1 選挙期日の公示及び選挙期日から順にページを追って説明をさせていただきます。

2 ページを御覧ください。

『第1 選挙期日の公示及び選挙期日』につきましては、ただ今御説明したとおり、令和7年7月3日（木）公示、7月20日（日）を投票日、同日即日開票として計画するものでございます。

『第2 選出する議員の定数』ですが、任期の関係から、参議院議員は3年ごとに全定数の半数が改選されます。「東京都選出」は定数が12人ですのでその半数が改選となり6人と補欠選挙で1人の7人となり、「比例代表選出」は定数が100人ですのでその半数が改選となり50人でございます。

『第3 執行要領』でございます。

選挙の名称は総称する場合、「参議院議員選挙」とします。また、選出別に呼称する場合は参議院東京都選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙といたします。

立候補届出関係につきましては、立候補届出書類等の事前審査も含め、東京都選挙管理委員会及び中央選挙管理委員会が担当します。

一枚おめくりいただき、3 ページをお開きください。

選挙人名簿関係ですが、登録の基準日は、令和7年7月2日（水）、登録の確認を目的とする場合に、公示日のみ閲覧が可能となっております。

登録要件といたしましては、年齢要件が、平成19年7月23日以前の出生者、住所要件が、令和7年4月2日までに転入届をし、引き続き西東京市に住所を有する者又は令和7年3月2日以降に転出した者であって、転出前に西東京市に3か月以上の住民登録があった者（表示登録）となります。いずれも日本国民となります。

今回は国政選挙となりますので、在外選挙人名簿登録者の投票もでございます。在外選挙人の名簿関係

は記載のとおりとなりますので、後ほど御確認ください。

4 ページを御覧ください。

ポスター掲示場の設置数でございますが、229 か所を予定しております。面数は、5段 14 列 70 面とし、その他、色等については、東京都の仕様に従うこととします。

なお、市民の方や設置個所の管理人等の要望により、衆議院議員選挙から設置場所について1か所見直した場所がございます。

選挙公報関係でございます。4番の配布方法ですが、公益社団法人西東京市シルバー人材センターに委託し、東京都選挙管理委員会より納入され次第、速やかに各戸配布し完了できるよう依頼いたします。なお、法律上は選挙期日の2日前の7月18日までに各戸配布することが定められております。

また、東京都選挙管理委員会のホームページに公開されましたら、西東京市選挙管理委員会のホームページにリンクを張り、ホームページ上で選挙公報を見られるようにします。

なお、選挙公報の原稿提出締切日が公示の2日後まで、比例代表の選挙公報の掲載順序のくじは中央選管から東京都選管が掲載原稿を受領したのちとなり、そこから印刷となりますので、納品及び配布に日数がかかると思いますので御了承ください。

一枚おめくりいただき、5 ページをお開きください。

氏名等の掲示についてでございます。東京都選出議員選挙につきましては、西東京市内の各投票所における氏名等掲示について、公示日の7月3日（木）の午後5時30分から西東京市選挙管理委員会を開催し、クジにより掲載順序の決定をお願いいたします。

投票所入場整理券でございますが、公示日の7月3日（木）から郵送により配布できるよう、スケジュール管理を含めて準備いたします。

投票用紙の様式でございますが、総務省で投票用紙の交付間違い防止のため、選挙ごとの色が定められており、記載の内容になるものと思います。

不在者投票用紙等は、公示日の前日7月2日（水）から郵送を開始できるよう準備します。在外選挙人名簿登録者からの請求に対しては、公職選挙法により任期満了の60日前となる令和7年5月29日（木）から請求に応じて送付を開始できるよう準備します。

投票関係でございます。投票日時は、令和7年7月20日（日）の午前7時から午後8時まで、市内29か所の投票所において行います。

各投票所に投票管理者及び同職務代理者をそれぞれ1名ずつ、投票立会人を3名ずつ配置いたします。投票管理者等の選任については、後日、議案として委員会にお諮りすることになります。

一枚おめくりいただき、6 ページをお開きください。

期日前投票につきましては、全部で3か所とします。

日時等についてですが、田無庁舎2階会議室・エコプラザ西東京多目的スペースは、令和7年7月4日（金）から7月21日（土）までの毎日、午前8時30分から午後8時まで開設します。

ひばりが丘図書館は、その講座室に、令和7年7月19日（木）から同月21日（土）までの3日間、午前8時30分から午後8時まで開設します。

投票の順序は、まず参議院東京都選出議員選挙の投票用紙を交付し、その投票終了後に参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙を交付します。

障害者差別解消法が施行されたことに伴い、今までも実施していましたが、投票所の段差解消やコミュニケーションボード、手の不自由な方等のための文鎮やスベラナイトという投票用紙のズレを防止する下敷きの活用、車いすの全投票所への配置などで、誰でもが投票しやすい環境に配慮したいと思います。また、駐車場の混雑時に備え、交通誘導員の配置を予定しております。

開票関係でございます。

開票につきましては、即日開票であり、7月20日（日）午後9時から旭のかりん糖西東京市スポーツセンター第一体育室において行います。

開票管理者は、鈴木久幸委員長、開票管理者職務代理者は、佐々木順一委員長職務代理者をお願いいたします。疑問票等の処理について、必要により開票立会人の意見を受けつつ、開票管理者に最終的に有効無効を御決定いただきますので、委員の皆様も、御協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

一枚おめくりいただき、7ページをお開きください。

開票立会人は、令和7年7月19日（木）の午後5時まで西東京市選挙管理委員会事務局で届出を受け付けます。立会人が10人を超えた場合のくじを含め、同日午後5時30分から開催する西東京市選挙管理委員会において、東京都選出、比例代表選出それぞれの開票立会人を決定いただくこととなります。また、開票立会人の説明会を投票日当日の午後2時から、旭のかりん糖西東京市スポーツセンター1階会議室において開催いたします。

西東京市選挙人名簿に登録されている者は開票を参観することができることとなっておりますが、開票所の参観人には受付表の記載をさせるなどのチェックなどを行うこととなっており、開票所の秩序維持に努めたいと考えております。

『第4 啓発活動』でございますが、明るい選挙推進委員会の皆様の協力をいただきながら、7ページに記載の主な啓発内容のとおり、積極的に啓発活動を実施いたします。

『第5 選挙速報』でございますが、投票速報は、東京都選出については、選挙当日の投票開始後の午前8時から午後7時までの間、1時間ごとに中間投票状況として発表いたします。午後8時の確定投票状況は、数値が確定次第発表することとします。比例代表選出については、確定時のみ発表いたします。

開票速報でございますが、東京都選出については、選挙当日の開票開始後の午後9時30分から30分ごとに、500票単位で発表いたします。比例代表選出については、午後11時15分から1時間ごとに、同じく500票単位で発表いたします。

なお、開票事務については、「正確に早く」を目標とし、開票作業手順の検討を行うなど、その達成に努力してまいります。

『第6 選挙の規模及び主要事務日程』につきまして10ページから13ページまでに記載してございますので、後ほど御参照願います。

最後になりますが、14ページに、主要事務日程の中から、委員の皆様方に執務等していただく関係の日程を抜粋し一覧にした表を記載いたしました。御多忙の中申し訳ございませんが、日程の確保をよろしくお願いたします。

なお、この表にございます日程のうち、7月3日以降の日程につきましては、原則として事前の開催通知を省略させていただきたいと思っておりますので、御了承のほどお願い申し上げます。

以上で、議案第6号『参議院議員選挙執行計画（案）について』の説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。

○委員長

特にないようですので、議案第6号『参議院議員選挙執行計画（案）について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号『西東京市選挙執行規程の一部改正について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きください。

議案第7号『西東京市選挙執行規程の一部改正について』御説明いたします。

本案は、『西東京市選挙執行規程の一部改正についての一部を改正するもので、掲載順序決定のくじを速やかに対応するために、西東京市選挙執行規程について改正を行うものでございます。

別にお配りしております、西東京市選挙執行規程改正案新旧対照表を御覧ください。A4ヨコの新旧対照表で御説明いたします。右側が現行のもの、左側が改正案でございます。

具体的な改正の内容は、第78条の2及び第85条の2中の「指定した時間」を「申請締切り後、直ちに」「立候補の届出をすべき時間が経過した後、直ちに」に変更し速やかにくじを行えるように改正するものでございます。

様式第9号及び様式第14号につきましては、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める等の改正に伴い、改正するものでございます。

改正に御決定いただけましたら本日付で公布いたします。

以上で、議案第7号『西東京市選挙執行規程の一部改正について』の説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。

○委員長

特にないようですので、議案第7号『西東京市選挙執行規程の一部改正について』は、この案のとおり決定いたします。

以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。

ほかに、事務局から連絡事項等がありますか。

その他の内容について事務局より以下のとおり報告及び確認を行った。

- 1 今後の日程について
- 2 次回の委員会について

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の令和7年度第2回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

午後2時40分 終了

以上

令和7年度第2回西東京市選挙管理委員会

日 時 令和7年4月22日(火)
午後2時00分から
会 場 西東京市役所田無庁舎
301会議室

議案第4号 西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について

議案第5号 東京都議会議員選挙執行計画(案)について

議案第6号 参議院議員選挙執行計画(案)について

議案第7号 西東京市選挙執行規程の一部改正について

そ の 他

議案第4号

西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について

上記の議案を提出する。

令和7年4月22日

西東京市選挙管理委員会
委員長 鈴木久幸

令和7年4月22日付 在外選挙人名簿に登録する者（1人）

最終住所	氏名	生年月日	性別	備考
東京都西東京市			男	インドネシア共和国

議案第5号

東京都議会議員選挙執行計画（案）について

上記の議案を提出する。

令和7年4月22日

西東京市選挙管理委員会
委員長 鈴木久幸

議案第6号

参議院議員選挙執行計画（案）について

上記の議案を提出する。

令和7年4月22日

西東京市選挙管理委員会
委員長 鈴木久幸

議案第7号

西東京市選挙執行規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年4月22日

西東京市選挙管理委員会
委員長 鈴木久幸